

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（令和元年9月11日）

○議事日程

令和元年9月11日 午後3時開議

第1 会期の決定

第2 報告第1号 平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告について

第3 議案第26号 令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監1の第2号 例月出納検査結果報告の提出について

報告第2号 損害賠償額の決定に関する専決処分報告について

○出席議員 20 人

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 出雲輝英君  | 11番 | 田中ひろき君 |
| 2番  | 山田はじめ君 | 12番 | 小山光明君  |
| 3番  | 守島正君   | 13番 | 山田正和君  |
| 4番  | 原口悠介君  | 14番 | 永田典子君  |
| 5番  | 大橋一隆君  | 15番 | 井上浩君   |
| 6番  | 片山一步君  | 16番 | 山中宏君   |
| 7番  | 杉村幸太郎君 | 17番 | 松田憲幸君  |
| 8番  | 山本長助君  | 18番 | 重松恵美子君 |
| 9番  | 荒木幹男君  | 19番 | 池内秀仁君  |
| 10番 | 加藤仁子君  | 20番 | 河本晋一君  |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 松 井 一 郎 |
| 副 管 理 者           | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長           | 樺 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一 誓 |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 慎 二 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 良 一 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 藤 井 新 吾 |
| 西 淀 工 場 長         | 成 瀬 利 幸 |
| 平 野 工 場 長         | 難 波 俊 一 |
| 東 淀 工 場 長         | 中 村 洋 彰 |
| 鶴 見 工 場 長         | 下 田 文 彦 |
| 八 尾 工 場 長         | 岡 本 勝 美 |
| 舞 洲 工 場 長         | 梅 本 勝 美 |

○議長（荒木幹男君） ただいまの出席議員は、20名で、 地方自治法第113条の規定により、定足数に達してお

ります。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会令和元年第1回定例会を開会いたします。

#### 開 議

○議長（荒木幹男君） 直ちに会議を開きます。

○議長（荒木幹男君） 本日の会議録署名議員に、松田憲幸君、池内秀仁君の御両君を指名します。

○議長（荒木幹男君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（荒木幹男君） これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木幹男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第2、報告第1号、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それでは報告第1号、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告の件につきまして、御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入につきましては、歳入合計欄にありますように予算現額137億3,284万円に対しまして、収入済額は127億8,796万5,661円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

歳入の主な内容を申し上げます。

初めに、第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金の収入済額は、82億2,133万418円でございます。

各構成市の分担金は、備考に記載のとおり大阪府が70億6,826万7,638円、八尾市が7億6,829万8,300円、松原市が3億3,476万4,480円でございます。

次に、第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料の収入済額は1,483万9,583円ございまして、焼

却工場及び、北港処分地に係る施設使用料でございます。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金の収入済額は1億4,639万6,000円ございまして、焼却工場施設整備に係る循環型社会形成推進交付金並びに焼却工場及び北港処分地の災害復旧に係る廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の収入でございます。

次に、第4款、財産収入、第1項、財産売払収入の収入済額は399万7,080円ございまして、金属廃材などの物品売払代金でございます。

10ページ、11ページをごらんください。

次に、第5款、諸収入、第1項、預金利子の収入済額は25万9,922円ございまして、歳計現金運用等による、預金利子収入でございます。

第5款、諸収入、第2項、雑入、第1目、廃棄物処理収入、第1節、廃棄物処理収入の収入済額は、9,505万7,918円ございまして、守口市からの受託焼却収入や、破碎施設において回収いたしました金属売却収入等でございます。

第2節、発電収入の収入済額は、40億2,259万2,129円ございまして、ごみ焼却時の余熱を利用した発電における余剰電力の売却収入でございます。

第2目、雑入、第1節、雑収の収入済額は、3,449万2,611円ございまして、焼却処理事業等に伴います、雑収等でございます。

次に、第6款、組合債、第1項、組合債の収入済額は、2億4,900万円でございます。

内容につきましては、12ページ、13ページをごらんください。

焼却工場及び北港処分地の施設整備並びに災害復旧に係る、組合債発行による収入でございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

続きまして、歳出決算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻りいただきますよう、お願いいたします。

歳出につきましては、歳出合計欄にございますように予算現額137億3,284万円に対しまして、支出済額は127億8,796万5,661円でございます。

続きまして、歳出の主な内容を申し上げます。

14ページ、15ページをごらんください。

第1款、議会費、第1項、議会費の支出済額は、106万1,538円でございます。議会運営に要した経費でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務費の支出済額は、4億9,470万9,004円でございます。総務部職員の給料、組合の管理運営事務に要した経費でございます。

16ページ、17ページをごらんください。

第3款、廃棄物処理費、第1項、廃棄物処理費の支出済額は、105億8,487万1,180円でございます。施設部職員の給料、焼却工場の運営、維持管理等に要した経費でございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

第4款、公債費、第1項、公債費、第1目、元金の支出済額は、15億4,465万7,710円、次の第2目、利子の支出済額は、1億6,266万6,229円でございます。大阪市から引き継ぎました焼却工場や北港処分地の整備事業費として借り入れた地方債等の元利償還金でございます。

なお、第5款、予備費でございますが、当初予算1,000万円に対しまして予備費充当額はございません。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、25ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入決算額及び歳出決算額ともに127億8,796万6,000円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともにゼロ円でございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。

まず、1、公有財産のうち、（1）土地及び建物でございますが、その他の行政機関として、非木造の建物が22万9,371.38平方メートルでございます。焼却工場等でございます。

次に、30ページ、31ページをごらんください。

先ほどの非木造の建物について、その他の行政機関における、その他の施設として分類いたすものでございます。

続きまして、32ページをごらんください。

（5）無体財産権でございますが、特許権が4件となっております。内容といたしましては、焼却施設等に関する特許でございます。

次に、33ページをごらんください。

2の物品でございますが、取得価格が50万円以上の物品について掲載しております。80点でございます。

また、3の債権につきましては、表に記載のとおり、2件の保証金がございます。

引き続きまして、平成30年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書について、御説明させていただきます。

報告書の1ページをごらんください。

最下段でございます。第2、主要な事業の成果でございます。

まず、1、歳入の（1）発電収入でございますが、下から2行目をごらんください。

平成30年度における売電量につきましては、括弧内に記載しておりますとおり、電力会社につきましては、2億9,622万kWh、その他施設につきましては、353万kWhとなっております。

次に、2ページをごらんください。

中段から少し上の（3）廃棄物処理費でございますが、まず、①焼却処理におきまして、平成30年度の焼却処理実績を表にまとめております。

年間焼却処理量は、103万218トンでございます。そのうち、構成市分といたしましては、大阪市分93万3,748トン、八尾市分6万7,274トン、松原市分2万7,191トンを、焼却処理しております。

②破碎処理でございますが、平成30年度の破碎処理実績を表にまとめております。

破碎処理実績といたしまして、年間破碎処理量1万172トン、そのうち、鉄・アルミの資源化量が1,676トンとなっております。

続きまして、3ページをごらんください。

③埋立処分でございますが、平成30年度の埋立処分実績を表にまとめております。

年間埋立処分量は、15万6,999トンでございます。

なお、工場別の残滓搬出量は、右表のとおりでございます。

報告第1号、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告に関する説明につきましては、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木幹男君） 次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

（代表監査委員阪井千鶴子君答弁席へ）

○代表監査委員（阪井千鶴子君） 平成30年度の一般会計歳入歳出決算の審査につきましては、お手元に配付のとおり決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出をしたところですが、その概要につきまして御説明いたします。

お手元の意見書の1ページをお開き願います。

まず、「第1 審査の対象」ですが、一般会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書等が審査の対象となっています。

次に、「第2 審査の方法」ですが、歳入歳出決算書等について関係書類と照合し、関係職員から予算の執行状況について聴取するとともに、執行に伴う関係書類を抽出により審査いたしました。

次に、「第3 審査の結果」ですが、歳入歳出決算書等の計数につきましては正確であると認められ、また、予算の執行についてもおおむね適正であると認められたところです。

次に2ページをごらんください。

「第4 意見」につきまして、御説明いたします。

「1 歳入・歳出について」の（1）総括ですが、平成30年度の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計における決算額は、歳入額・歳出額同額の127億8,796万6,000円となっており、前年度の決算額からは、2億2,086万6,000円の増となっています。

歳入額で最も大きな割合を占める各構成団体からの分担金は82億2,133万円で、前年度に比べ2億5,257万4,000円の減となっています。

これは発電収入が増加したためであり、環境施設組合では、工場の安定稼働による売電量の増や入札による契約の実施などにより、独自収入である発電収入の確保に努めるという基本的な方針の達成に向け取り組みを進めてきており、そうした取り組みの成果があらわれたものと考えております。

一方、歳出額で最も大きな割合を占める廃棄物処理費は105億8,487万1,000円で、前年度に比べ9億5,017万3,000円の増となっています。

これは平成31年4月から導入した焼却工場自動計量システム構築に係る経費や、平成30年9月の台風

21号により各施設が被災したことに伴う復旧工事費などの費用が発生したことが大きな原因となっています。

平成30年度予算の執行はおおむね適正に行われていたところですが、今後は住之江工場のプラント更新工事や老朽化する焼却工場の整備工事など、施設整備費用の負担が増大することから、引き続き発電収入やその他自主財源の最大化をめざすことや、効率的かつ効果的な事業運営による経費削減を求めています。

続きまして、4ページをごらんください。

（2）発電収入についてですが、効率的・効果的な工場運転やごみ焼却量の増により発電量が増となった結果、発電収入は3億2,865万1,000円の増となっています。

今後とも、適切な維持管理による工場の安定稼働・安定発電の継続を求めるとともに、売電量や売電単価の向上につながる検討・工夫を継続し、発電収入の確保に向けた取り組みを進めることを求めています。

続きまして、5ページをごらんください。

（3）焼却工場別決算状況についてですが、稼働6工場については、各設備の老朽化が一層進むものと予想されることであり、焼却工場を安全かつ安定的に稼働することは環境施設組合の責務であることから、引き続き効率的かつ効果的な維持管理や設備整備を検討・実施することにより、焼却工場の安定稼働と経費の低減化に努めるよう求めています。

続きまして、6ページをごらんください。

「2 経営計画【改定計画】について」ですが、環境施設組合では、事業運営の基本的な方針として、平成28年1月に経営計画を策定、その後、達成目標の設定や行動内容の整理などを行い、平成30年1月に経営計画【改定計画】を策定し、効率的・効果的な事業運営に努めています。

各取組項目の平成30年度実績については、おおむね順調に進捗しているところですが、これまでの取り組みについて、引き続き経済性や効率性、有効性の観点からの検証・分析を行うことを求めるとともに、計画で設定した目標の達成に向け、着実に取り組みを進めるよう求めています。

次に、「3 住之江工場の更新・運営事業について

て」ですが、環境施設組合では、平成30年度においては、5月に組合及び落札者双方の義務を定めた基本協定を締結し、9月に特定事業契約として基本契約、建設工事請負契約、運転業務委託契約を締結しています。

本事業は、令和4年度中の新住之江工場の完成、令和5年度から20年間の運営事業と長期にわたる事業であることから、安全かつ安定した運営が必要であり、そのためにも、今後は、策定された住之江工場更新工事における設計・施工モニタリングマニュアルに基づき審査・工事監理を適正に実施することや、随時検証を行うなど着実に事業を進めることを求めています。

また、住之江工場完成後の運営段階におけるモニタリングについても、その手法の検討・確立を進めるよう求めています。

決算審査意見書の概要説明につきましては、以上でございます。

○議長（荒木幹男君） これより質疑を行います。

加藤仁子君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

（10番加藤仁子君発言席へ）

○10番（加藤仁子君） 失礼いたします。

自民党市民クラブの加藤仁子でございます。

まず、最初にですね、9月8日に強い台風15号が関東地方に上陸いたしました。

直撃して、甚大なる被害をこうむられたことに対しまして、お亡くなりになられた方に対しましては御冥福を、そして被害を受けられた皆様方にはお見舞いを申し上げたいと存じます。

まだ、今日のニュースでは、千葉県のほうでは44万戸の停電がなされているということで、本当にたくさんの方がこの暑さで冷房が効かないということで体調を崩されている方もいらっしゃいますし、熱中症で亡くなられたという方も聞いております。

甚大な被害ということで、我々もこれからこの大きな被害に対してどう向かっていかないといけないかということ、しっかりと考えていかなければならないと思っております。

それではただいまより、環境施設組合、このことにつきまして質問させていただきたいと存じます。

この環境施設組合と言いますのは、大阪市、そし

て八尾市、松原市から排出される一般廃棄物を適正に処理、そして処分することを目的に平成27年4月に発足以来、4年が経過いたしました。

この間、事業も順調に進んでいるということでございますけれども、環境施設組合でのごみ処理の状況について、確認させていただきたいと思います。

平成27年の一部事務組合発足以降、ごみの焼却処理量と工場の稼働状況はどのようになっているのでしょうか。

平成28年度からは、住之江工場が建て替えのために停止しておりまして、7工場から6工場になっておりますし、昨年30年度には、台風の影響がございましたので、ごみ処理の状況についてお伺いしたいと存じます。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

ごみ処理量の推移でございますが、平成27年度は構成3市合計で約102万1,000トン、28年度は約99万5,000トン、29年度は、約99万6,000トン、30年度は約103万トンとなっております。

全体といたしましては、28年度までは順調にごみ量は減量いたしましたが、30年度は台風の影響もあり増加しております。

また、台風21号による被害があった昨年9月のごみ搬入量は、前年度の同時期と比べまして、約7,000トンほど増加し、年末にかけて前年度に比べまして毎月4,000トンから5,000トン増加しておりました。

一方、稼働率でございますが、27年度が76.1%、住之江工場を停止して6工場になりました28年度が83.8%、29年度が83.9%、30年度が86.7%となっております。

年末年始などのごみ量の変動等を考慮いたしますと余力10%は必要と考えておりますので、安定的な運転のためには稼働率90%以下とすることが必要ですが、現状は86.7%とそれに近い状況となっております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） 今、お答えいただきましたよう

に、平成30年6月に大阪府北部地震が発生しましたし、9月には非常に強い台風21号によりまして大きな災害となりました。

これによってごみ量というのも増えました。

平成29年度は99万6,000トンということ、そして平成30年度は103万トンということで、約3万4,000トンぐらい増えたということでございますし、稼働率も86.7%というふうになっております。

また、今年は大変雨が多うございます。

ゲリラ豪雨も多いということで、災害に対する備えがより一層必要と感じております。

ごみ焼却工場は、こういった災害が発生した際には、市民の皆様の生活環境を守るために大きな役割を担っております。

そのような意味でも、災害への備えは、非常に重要ではないかと思っております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、環境施設組合における災害対策の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（荒木幹男君） 吉岡施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

私たち環境施設組合は、日々のごみ焼却による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという使命を担っております。

こうしたことから、災害時におけるごみ処理は、大変重要であると認識しております。

本組合では、大規模災害を想定した大規模災害発生時対応マニュアルや災害時における業務の優先順位等を定めたBCP、いわゆる業務継続計画を策定し、職員に対し研修や訓練を実施しております。

経営計画の取り組みといたしましても、ごみ焼却施設における大規模災害対応の充実を掲げており、その実行性を高めるため、研修や訓練への職員の参加率が100%となるように、日々取り組んでいるところでございます。

また、災害訓練といたしまして、全課・全工場で開催する全体訓練を大阪市と連携して、9月と1月の年2回実施するとともに、各工場においては、これらとは別に、一年に一度独自に訓練を実施しております。

先日、9月2日に実施いたしました全体訓練では、大規模災害が発生し、電話やメール等の通信手段がないことを想定いたしまして、防災無線を利用した被災状況報告を実施する等の訓練を行いました。

これらの訓練ごとに、マニュアル等の再確認を行い、必要に応じて改定を行うとともに、改定内容は速やかに、職員へ周知しております。

今後も、災害時において、職員が冷静かつ的確な行動がとれるように、災害対応に関する研修や訓練を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 10番、加藤仁子君。

○10番（加藤仁子君） ありがとうございます。

もう後は要望なんですけれども、災害対策としてマニュアルを作成して、研修や訓練を行っているということなんですけれども、経営計画の年次報告書を見ますと、令和2年度の目標である100%に対しまして、平成30年度末時点におきましては、研修参加率が99%、まあ99%といえば、まあまあ良いということなんですけれども、訓練参加率が78%となっております。

ごみ焼却工場は、24時間運転を行っていることから同時に全職員が訓練に参加するのは難しいということ聞いておりますが、まだいろいろ工夫していただきまして、早期に目標達成できるように、しっかり取り組んでいただきたいとそのように思っております。

また、災害対策のマニュアルと申しますけれども、それは恐らく大阪市の環境局が所管していたころのマニュアルではないかと思っております。

それがベースなんだろうね。

一部事務組合による、いわば独立の運営でございますんでね、その災害マニュアルというのはどう見直されてきているんでしょうか。

見直しのための見直しではなくて、市民の生活環境を支える重要な施設基盤ですから、必要な対応マニュアルの見直しが十分にされてきているのでしょうか。

いざというとき、3市の支援が手薄な状況でも、本当に大丈夫なのでしょうか。

十分な検証をお願いしておきたいと思えます。

有事の際にごみの処理が滞っているのは、市民生活

は崩壊いたします。

3市合同の検証も定期的には必要ではないでしょうか。

くれぐれもこのことを指摘しておきたいと存じます。

それから、先ほどお答えいただきましたように、工場の稼働率も年々上がってきております。

余力10%を目標に運営しているとのことですが、30年度には約87%の稼働率ということで、ぎりぎりの状況で運営されているところでございます。

私は、こうした中、大規模な災害が起こった場合に、いくらかの余力がありませんとそれこそ市民の皆様のご生活環境に大変大きな支障をきたすことになりかねないと思っております。

また、災害以外にも、令和2年4月からは守口市のごみの受け入れ、年間約3万2,000トンとも聞いておりますが、開始されますし、また2025年万博開催もあり、大変危惧をしております。

工場の稼働に余力を持つためにも、そもそも社会全体として必要なことなんですけれども、やはりごみの減量というものの、継続的な取り組みが必要でございまして。

一般廃棄物処理基本計画の中には、循環型社会形成に向けた、ごみの適正処理の中にごうたわっておりますけれども、一部事務組合といたしましても、大阪市の環境局をはじめ、関係する自治体の所管部局も連携して、ごみ減量の啓発も、しっかりと継続するようにしていただきたいと、そのように思います。

そしてすべての関連の職員や理事者に強くこのことを言うていただきたい、通達していただきたいと、そのように思います。

環境施設組合では、経営計画を立てて、工場の安定した運転に向けた取り組みをされているということでございますが、今後、起こるであろう災害やまた万博開催といった社会状況の変化などにも対応できるように、今後ですね、焼却工場の更新時などには、工場の処理能力の最適なあり方をよくよくシミュレーションしていただきたい。

そして、この点についてぜひ考えていただきたいということを訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荒木幹男君） 次に、山田正和君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

（13番山田正和君発言席へ）

○13番（山田正和君） 公明党の山田正和でございます。

私からも、何点か確認させていただきたいと思っております。

先ほど、加藤議員のほうからも御質問がございましたが、私からも焼却工場の運営についてお聞きをしたいと思っております。

先ほどのお話しにもありましたが、平成30年度はこの環境施設組合で、103万トンのごみを処理しておりますして、稼働率も87%ということでございました。

そこで、確認したいんですけれども、時期的に見れば年末なんかは、ごみが多いでしょうし、昨年度のように、災害によってごみが増えるということもあるかと思っております。

各工場において定期整備工事で2ヶ月ほど停止するというのを聞いておりますけれども、6工場全体の運転や停止の年間稼働計画について、どのようにされているのかお聞きしたいと思います。

また、現在、住之江工場は休止中で、更新工事中ということですが、いつからごみの受け入れが可能となるのでしょうか。

その点についてもあわせて確認させていただきたいと思っております。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えをいたします。

本組合では、毎年、年度当初に一般廃棄物実施計画を策定し、構成3市から排出される一般廃棄物を適正に処理処分できるように計画を立てております。

ごみ焼却工場では、法令で定められた機器の点検整備を実施するために、毎年、焼却炉を長期に停止して行う定期整備工事と、定期整備工事までに事前調査と簡易点検を行う中間整備工事を実施しており、計画的に焼却炉を運転しております。

定期的に行う機器の整備・補修工事につきましては、設備の状況や故障事例を十分踏まえた工事計画を立てることにしておりまして、効果的な予防保全

に努め、故障による停止を抑制することとしています。

なお、これらの整備工事を実施するために焼却炉を停止する期間は、機器の整備内容によって異なりますが、定期整備工事ではおおむね1炉当たり35日間、中間整備では1炉当たり14日間程度としております。

稼働計画におきましては、これらの整備工事の時期を、ごみの発生量が多い年末年始を除いた期間に設定し、また、各工場の整備工事時期がなるべく重複しないことを基本として全体の稼働計画を立てております。

加えまして、比較的売電単価の高い夏場には、なるべく停止することのないような計画としております。

現在の工場の稼働体制でございますが、平成27年度末に住之江工場を休止いたしまして、現在更新工事中でございますので、平成28年度からは、6工場体制となっております。

また、現在更新工事中に住之江工場でございますが、昨年9月に事業契約いたしまして、令和5年3月竣工に向けて、順調に工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

○13番（山田正和君） 今の御答弁で、住之江工場の更新工事は令和5年3月までかかるということで、竣工するまであと3年半も期間があるということでございます。

できれば早く稼働するにこしたことはないんですけども、工事期間を短縮する余地も少しはあるんじゃないかなと思うのですけれども、何か工期短縮の工夫はされているのか、確認をさせていただきたいと思っております。

また、長期的な焼却工場の更新の今後の見通しについて、どのように考えているか、これについてもあわせて確認させてください。

○議長（荒木幹男君） 藤井施設部建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場の更新工事は、既存の建物を活用して内

部設備の更新を行う工事であることから、当初予定していた6年間の工事期間を1年短縮し、5年間で工事を終えるようにしております。

更新工事につきましては、本年9月から仮設工事に着手したところであり、現時点では計画どおり、令和5年3月末の竣工を予定しております。

また、長期的な焼却工場の更新の見通しでございますが、ごみ焼却工場の耐用年数は、およそ30年を目安にしておりますが、環境施設組合のごみ焼却工場のうち、すでに鶴見、西淀、八尾の3工場が、稼働開始後20年を超えて運転しており、老朽化が進んでいることから、ごみ焼却工場の円滑な建替計画の推進は、喫緊の課題となっております。

現在のごみ焼却工場の整備・配置計画では、7箇所のごみ焼却工場のうち、6工場稼働体制でごみ処理を行いつつ、必ず1工場は停止して更新工事を進める計画であり、住之江工場の更新終了後は、鶴見工場の整備に着手する予定としております。

一方で、令和2年度から新たに守口市との共同処理を開始する予定であるほか、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画が令和2年度までの計画となっていることから、ごみ焼却工場の整備・配置計画についても見直しを行う必要が生じております。

ごみ焼却工場の整備・配置計画の見直しに当たっては、長期的に安定した処理能力を確保することを基本に、現在、各構成市で検討が進められているごみ処理計画の見直しに伴うごみ処理量の予測や、40年を超える長期稼働が想定される工場への対応等を含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

○13番（山田正和君） 今、お答えいただきましたけども、ごみ焼却工場の整備・配置計画では、7箇所のごみ焼却工場のうち、6工場が稼働していて、必ず1工場は停止して更新工事を進める計画となっているということでございました。

そうすると、現在この3市から排出されるごみは、6工場で処理しなければならないということになります。

かつて、皆さん御存知のとおり、11工場あった焼却工場ですが、ごみ減量の取り組みで、順番は忘れましたけれども、港、南港、大正、森之宮が廃止さ

れて、現在7工場。

それが住之江更新中で6工場体制で実施しているんですけども、先ほど御答弁いただきましたように、1年間の稼働計画では、1工場当たり、定期整備工事などで1か月以上停止して、点検や整備を行うことが必要ということでございまして、今回の決算にもございましたように、発電単価の高い夏はやっぱり売電収入を得なアカんで、そのときは動かしていかなければ当然ならないですし、ごみ発生量の多い年末年始は運転しなければならないとすると、結局残りの期間で、整備工事をしていかなければならないということになります。

そうしますと、どうしても複数の工場が同時に止まっているという時期もありまして、その時点では5工場になることもありますし、ひょっとしたら4.5工場になるときもあるかもしれません。

だから、そうなってくると、やはりこの工事時期がなるべく重複しないように稼働計画を計画されているとは思いますが、より工夫をしていただきたいなと思っております。

このごみ処理というのは市民生活に不可欠なサービスでございますので、くれぐれも安定した工場の運転をしていただきますよう、要望しておきたいと思っております。

○13番（山田正和君） もう一点、最後に質問させていただきたいと思っておりますけども、平成30年度の一般会計決算について確認、質問させていただきます。

本日配付の資料の、2の3の決算概要の5ページに総括表があるんですけども、そこを見ていただいたらすぐにわかるんですけども、焼却処理に係る予算について、当初予算は54億6,734万5,000円に対して、補正予算で1億6,200万円を追加計上している中、最終的に補正予算額を上回る、2億6,682万55円と、補正予算額以上の不用額が出ているということになっておりまして、同様に、リンクして埋立処分に係る予算についても、補正予算額以上の不用額が出ています。

これを見させてもらって、あれと思ったんですけども、なぜこのようなことになったのか確認させていただきたいと思っております。

○議長（荒木幹男君） 小寺総務部経理課長。  
（小寺総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えいたします。

焼却処理に係る予算につきましては、昨年9月の台風21号による焼却工場の災害復旧に係る事業費を1億6,200万円補正予算に計上いたしました。

一方、予算執行に当たりまして、入札の結果、契約単価や実際の使用量が予算額よりも下がったことによりまして、光熱水費が減少するなどいたしましたことから、補正予算額を超える2億6,682万55円が不用額になっています。

また、埋立処分に係る予算につきましても、台風による北港処分地の災害復旧に係る事業費が増加しました半面、災害に伴い当初計画しておりました施設整備を中止いたしましたことによる事業費の減額がございましたため、補正予算を計上いたしました。

一方、当組合では、大阪市港湾局が咲洲開発において発生した土砂を受け入れ、その分の焼却残渣をフェニックス埋立処分場に搬入しておりますが、昨年度は港湾局からの処分委託土砂量が計画よりも減少いたしましたことによりまして、フェニックス埋立処分場の処分量も減少し、処分料金が減少いたしましたことなどにより、補正予算額を超える不用額が生じることになりました。

今回、当初予算時に想定していなかった災害による補正予算を計上したという経過はございますが、予算決算の乖離を少なくすることが望ましいため、今後とも、予算編成を慎重に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 13番、山田正和君。

○13番（山田正和君） ありがとうございます。

想定外のことも起こるということで、ただこの補正予算額と不用額の関係について、今回は災害復旧に伴い補正予算を計上したという理由は一定理解できます。

ただ、先ほども述べていただいたように予算・決算の乖離は最小限に抑えていただけるようにしていただければと思いますので、適正な予算編成及び執行管理も今後、しっかりと努めていただきたいと思います。

○議長（荒木幹男君） 次に、井上浩君の質疑を許します。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。  
（15番井上浩君発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

私からも、報告第1号について若干、質問をさせていただきます。

先ほど、理事者から決算の説明をいただいたところでありますが、このうち職員費等についてお尋ねをしたいと思います。

平成30年度決算における職員数及び職員費について、平成30年度予算との差異についての説明をお願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

小寺総務部経理課長。

（小寺総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えをいたします。

平成30年度決算における職員数につきましては、総務部門で28名、廃棄物処理部門で488名の合計516名となっています。

平成30年度予算では、総務部門で28名、廃棄物処理部門で496名の合計524名となっており、予算と比較して決算では、総務部門は増減なし、廃棄物処理部門では8名の減少となっています。

また、職員費につきましては、平成30年度決算が、総務職員費で2億6,848万7,503円、廃棄物処理職員費で42億1,510万7,207円の合計44億8,359万4,710円となっています。

平成30年度予算額では、総務職員費2億8,746万8,000円、廃棄物処理職員費で44億7,958万3,000円の合計47億6,705万1,000円となっており、予算と比較して決算では、総務職員費で1,898万497円の減少、廃棄物処理職員費では2億6,447万5,793円の減少、合わせて2億8,345万6,290円の減少となっています。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 今の御答弁のような、減少傾向というのは、一部事務組合になってから、ずっと続いているわけですね。

繰り返し私はそのことを問題にしてみました。

ちょうど昨年9月の本議会におきましてもですね、平成29年度決算と平成28年度決算、この差異についてお尋ねをしました。

そうしましたら、総務部門、そして廃棄物処理部門合わせて14名減少していると、こういう御答弁であったわけです。

果たしてこれで技術の継承や、安全性がしっかり確保されるのかということを変私に疑問と懸念を感じております。

昨年9月の本定例会でも申し上げましたが、今でもぎりぎりの人数で工場を運営しているという状況の中で、職員の削減、すなわち人件費を削減し続けることありきで、一部事務組合の担う公的な役割というのが本当に果たせるのかどうか、発揮できるのかどうかということに懸念を持っております。

この点は繰り返し繰り返し、私は指摘をしてきたところでございますが、本決算にもそうした姿があらわれていると、厳しく指摘をしておきたいと思っております。

それから、これはあくまで意見にとどめますが、決算審査意見書の御報告にもありましたけれども、焼却工場における職員数は減っていきまして、人件費も減っていきまして。

この文章を読み進めていきますとね、一方では平成30年9月の台風21号によって、各工場が被災したことに伴う復旧経費、これは増大しましたよと、さらに各焼却工場においては設備の老朽化が一層進んでいくと、こういう客観的な状況があるわけですね。

最後締めくくりとして、焼却工場を安全かつ、安定的に稼働することは環境施設組合の責務であると。

これは当然そうですね、責務ですね、こういう言葉で締めくくられているわけなんですね。

先ほどから質疑にもありましたけれども、想定外の災害等にも対応していけるような体制というのが日常的にちゃんと確保されているのか。

迅速かつ適切に対応できる体制になっているのかどうかということもですね、この人数減っていますと、職員数減っています、人件費減っていますとどめるんじゃないかと、やっぱり意見書ですから、こういう客観的な状況がある中でも、本当に安全かつ安定的に稼働できるのかという検証をですね、やっぱりこの意見書にも盛り込むべきではないかと。

そこが一番ね、やっぱり肝心なところ、私が懸念を抱いている部分でもありますので、その検証をですね、この意見書の中にも盛り込むべきではないかなと。

ただ人数減りました、人件費減りました、それで終わっているわけですよ。

これで本当に大丈夫なのかなという印象しか持ちませんが、これを読んだら。

ぜひこれは意見として申し上げますので、検討していただきたいと思います。

○15番（井上浩君） 最後にもう一点お尋ねいたします。

住之江工場の更新・運営事業についてであります。

住之江工場の事業に伴う平成30年度の歳出がどのようになっているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井施設部建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業については、平成30年9月に契約を締結しておりますが、平成30年度は、主に契約締結に向けた事務や基本設計に係る書類審査の事務を進めてまいりました。

住之江工場更新・運営事業に係る平成30年度の歳出の主な内訳でございますが、契約締結に係るリーガルチェックのための弁護士相談費用としての報奨費が94万2,084円でございます。

次に、契約締結に向けた支援業務や設計監理業務などの業務委託費用としての委託費が4,011万1,880円でございます。

次に、契約前に台風で被災した屋上防水の応急復旧工事などの工事請負費が632万3,400円でございます。

以上でございます

○議長（荒木幹男君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 住之江工場の更新・運営事業についても、繰り返し議論してまいりました。

昨年の9月の本定例会でも申し上げたところでありますが、そもそも住之江工場のDBO方式、これは公共の役割と、責任の後退という点で、大変問題であると思います。

先ほどの人員、人件費の削減と合わせて、本決算には、そうした理由から同意しかねるという旨、申し上げます、私の質疑を終わります。

○議長（荒木幹男君） 以上で質疑を終結いたします。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

報告第1号について、起立により採決いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

報告第1号について、承認することに賛成の諸君

の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荒木幹男君） 多数であります。

○議長（荒木幹男君） よって、報告第1号は、承認されました。

○議長（荒木幹男君） 次に、日程第3、議案第26号、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第26号、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算につきましては、消費税の税率が、令和元年10月から改正されることに伴いまして、住之江工場更新・運営事業に係る債務負担行為の追加を行うものでございます。

では、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為を追加するものでございまして、内容につきましては、2ページ第1表、債務負担行為補正をごらんいただきたいと存じます。

住之江工場更新・運営事業につきましては、平成30年2月の組合議会において、事業契約締結に向けた債務負担行為を設定させていただいておりますが、消費税率の改正に伴い、更新・運営事業のうち運営事業につきまして税額変更の対象となり、そのため契約の変更が必要となりますので、3億2,100万円を、債務負担行為として追加設定するものでございます。

続きまして、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

説明書の2ページにございます債務負担行為に関する調書をごらんいただきたいと存じます。

上段の表に、新規提出分といたしまして、消費税率改正に伴う増額分3億2,100万円を記載しており、下段の表に、議決済分を記載しております。

議案第26号、令和元年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明は、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木幹男君） これより質疑を行います。

片山一步君の質疑を許します。

（6番片山一步君発言席へ）

○6番（片山一步君） 大阪維新の会の片山一步です。

私のほうから、この件に関しまして質問をさせていただきます。

住之江工場更新・運営事業については、昨年9月の平成30年第2回定例会において事業契約の締結を議決したところでございます。

補正予算案の内容を見ますと、住之江工場更新・運営事業のうち、運営業務委託契約については、税率が8%から10%になるとしての債務負担行為を追加しているわけでございます。

しかしながら、建設工事請負契約については、消費税率はそのままの8%となっているようなので、その点どういうことになっているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 理事者の答弁を許します。

小寺総務部経理課長。

（小寺総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えいたします。

住之江工場の運営事業につきましては、令和5年度から業務委託が開始されますが、消費税は業務を履行した時点での税率が適用されることになっているため、新税率の10%が適用されることとなります。

一方で、工事の請負等の税率の取り扱いにつきましては、改正消費税法附則第5条で経過措置が設けられております。

その中で、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事の請負に係る契約につきましては、工事の完了が10月1日以降になったとしても、旧税率の8%を適用することとされています。

住之江工場の更新工事につきましては、平成30年9月6日に契約を締結しているため、旧税率の8%が適用されます。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） 補正予算案については、その点、理解しました。

ところで、昨年もお聞きいたしましたが、現在の

住之江工場更新工事の進捗状況と今後のスケジュールについて、改めて御説明をお願いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井施設部建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業については、平成30年9月6日に契約を行った後、設計を進めてきているところでございます。

本年9月からは、現地での工事に着手し、敷地境界部の鋼板塀や工事事務所用のプレハブを設置するなどの、準備工事を進めているところでございます。

今後の工事予定としましては、まず、内部設備であるプラントの解体工事を、本年11月から来年12月にかけて実施いたします。

また、建築の改修工事を、本年12月から解体工事と関係のない搬入スロープ等のエリアから行います。

あわせて、プラントの解体工事はエリアを分割して実施いたしますので、プラントの解体工事が完了した部分から、順次、建築の改修工事を行う予定としております。

そして、プラント更新工事については、各機器の製作などの準備を進めておき、令和3年4月頃から現地での据え付け工事を開始してまいります。

令和4年10月頃からは、試運転を実施し、令和5年3月末の竣工を予定しております。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） この9月から、現地での内部工事が始まっているということでございます。

工事が始まりましたら、工事用車両の搬出入や工事による影響も気になるところでございます。

工事中の安全対策や環境対策、また環境監視体制について、どのような対策を行うつもりなのか、組合としてはどのようなチェックを行うつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（荒木幹男君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

工事期間中の安全対策につきましては、工事用車両の走行に対する対策が重要と考えており、工事用

車両は、主に地域の幹線道路である、新たにわ筋から住之江工場の入口に直接つながっているルートを中心にメインルートとして使用し、近隣の皆様に御迷惑をかけることのないよう注意してまいります。

また、住之江工場の敷地東側と歩道との境界部には、鋼板塀とLED照明を設置するほか、工事用車両の出入口部には交通誘導員の配置や回転灯付警報器を設置して、歩行者等の安全を確保する計画としております。

プラント設備等の解体工事における環境対策といたしましては、今回の工事が既存の建物を活用したものであることから、工場建屋内を数箇所の作業エリアに区分して密閉し、高性能集じん機で作業エリアを負圧に保つことにより、ダイオキシン類等を含む粉じんやアスベストなどが飛散することを防止してまいります。

また、既存の建物を活用することから、工事の大半が屋内作業となるため、騒音や振動は通常の工事と比べて小さくなるのが想定されますが、低騒音・低振動型や排ガス対策型の工事用機材をできる限り採用するとともに、屋外に設置する騒音発生源となる機器の周囲には、防音シートを用いた簡易防音壁を設置し騒音を抑制してまいります。

工事期間中の環境監視につきましては、まず工事業者みずからが、敷地境界付近で騒音や振動の連続測定を実施し、その測定値が規制基準値を満足しているかを、近隣の皆様が前面道路から確認できるよう表示する装置を設置する予定としております。

一方で、私ども環境施設組合では、現地に常駐する工事担当職員が環境対策の実施状況について確認を行うとともに、工事期間中の環境調査として、工

場敷地境界において窒素酸化物や騒音・振動を定期的に測定し、監視を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（荒木幹男君） 6番、片山一步君。

○6番（片山一步君） まさに現地での工事が始められたところでございますが、令和5年3月末に竣工ということなので、これから約3年半にわたり大がかりな工事となります。

環境施設組合としてもしっかりと工事監理を行って、近隣住民の皆様に御迷惑がかからないように、環境対策等にも十分に配慮し、安全に工事を進めていただきますよう要望いたします。以上、私の質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荒木幹男君） 以上で質疑を終結します。

○議長（荒木幹男君） これより採決に入ります。

議案第26号について、起立により採決いたします。

○議長（荒木幹男君） お諮りいたします。

議案第26号について、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荒木幹男君） 多数であります。

○議長（荒木幹男君） よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

閉 議

○議長（荒木幹男君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（荒木幹男君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時05分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

荒 木 幹 男 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

松 田 憲 幸 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

池 内 秀 仁 ⑩

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（令和元年9月11日）（終）